

年 発 0 9 1 4 第 1 号  
平成 2 2 年 9 月 1 4 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

「国民年金法等の一部を改正する法律」及び「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について

標記については、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 2 2 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）が平成 2 2 年 4 月 2 8 日に、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 2 2 年政令第 1 9 4 号。以下「令」という。）が平成 2 2 年 9 月 8 日に別添のとおり公布されたので通知する。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 第 1 法制定の趣旨

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金及び障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図るための所要の措置を講じるものである。

### 第 2 法の内容

#### 1 国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）の一部改正（第 1 条関係）

- （1）これまで、障害基礎年金の受給権発生時に生計維持している子がある場合に子の加算を行うこととしていたが、これに加え、受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行うこと。

(2) 受給権発生後に生計維持関係にある子を有するに至った場合等において、当該子を有した月の翌月から障害基礎年金の額を改定すること。

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の一部改正（第2条関係）

(1) これまで、障害厚生年金の受給権発生時に生計維持している配偶者がある場合に加給年金額の加算を行うこととしていたが、これに加え、受給権発生後に婚姻等により配偶者を有し、その配偶者との間で生計維持関係がある場合にも、加給年金額の加算を行うこと。

(2) 受給権発生後に生計維持関係にある配偶者を有するに至った場合等において、当該配偶者を有した月の翌月から障害厚生年金の額を改定すること。

3 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の一部改正（第3条関係）

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金について、2の改正に準じた改正を行うこと。

4 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正（第4条関係）

地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、2の改正に準じた改正を行うこと。

5 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）の一部改正（第5条関係）

(1) 昭和60年改正前の旧国民年金法の規定による障害年金について、これまで、昭和61年4月1日において生計維持している子がある場合に加算を行うこととしていたが、これに加え、受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行うこと。

(2) 法により新たに加給年金額の対象となった障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた者である場合には、当該配偶者が65歳に到達後であっても加給年金額を支給するものとする。

また、加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有した月の翌月から障害厚生年金の額を改定すること。

(3) 昭和60年改正前の旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による障害年金について、受給権発生後に配偶者又は子を有し、その配偶者又は子との間で生計維持関係にある場合にも、加給年金額の加算を行うこと。

6 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）

の一部改正（第6条関係）

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金について、5（2）の改正に準じた改正を行うこと。

7 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)の一部改正（第7条関係）

地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、5（2）の改正に準じた改正を行うこと。

8 施行期日等

(1) 平成23年4月1日から施行するものとする。こと。（附則第1条関係）

(2) 経過措置（附則第2条関係）

① 施行日において現に障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子（当該障害基礎年金の受給権発生後に有することになった子に限る。）がある場合には、施行日の属する月から年金額の改定を行うこととする。

② 施行日において現に障害厚生年金・障害共済年金の受給権者によって生計を維持しているその者の配偶者（当該障害厚生年金・障害共済年金の受給権発生後に有することになった配偶者に限る。）がある場合には、施行日の属する月から年金額の改定を行うこととする。

③ 施行日において現に旧国民年金法、旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による障害年金の受給権者によって生計を維持しているその者の配偶者又は子（当該障害年金の受給権発生後に有することになった配偶者又は子に限る。）がある場合には、施行日の属する月から年金額の改定を行うこととする。

(3) 政令への委任

この法律の附則に規定する経過措置のほか、必要な経過措置について政令で定めることの委任規定をおくこと。

第3 令の内容

1 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部改正（第1条関係）

法により、障害基礎年金の受給権発生後に子を有するに至ったときにも子の加算を行うものとされたことに伴い、これまで、障害基礎年金の受給権発生時点で行うこととされていた子との生計維持関係の認定について、受給権発生後子を有するに至った者も含め、加算を受ける間、生計維持認定を行うこととする。

2 厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）の一部改正（第2条関係）

法により、障害厚生年金の受給権発生後に配偶者を有するに至ったときにも加

給年金額の加算を行うものとされたことに伴い、これまで、障害厚生年金の受給権発生時点で行うこととされていた配偶者との生計維持関係の認定について、受給権発生後配偶者を有するに至った者も含め、加算を受ける間、生計維持認定を行うこととすること。

3 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）の一部改正（第3条関係）

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金の加給年金額に係る生計維持の認定等について、2の改正に準じた改正を行うこと。

4 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部改正（第4条関係）

地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金の加給年金額に係る生計維持の認定等について、2の改正に準じた改正を行うこと。

5 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）の一部改正（第5条関係）

60年改正前の旧厚生年金保険法の規定による年金たる給付として支給することとされた指定共済組合（※）が支給する年金たる給付のうち障害年金について、法の趣旨を踏まえ、受給権発生後に配偶者又は子を有し、その配偶者又は子との間で生計維持関係にある場合等にも、加給年金額の加算を行うこと。

※ 指定共済組合・・・昭和17年に労働者年金保険法が制定された時において、すでに労働者年金保険と同程度の給付を行っていたことから、労働者年金保険法の適用除外組合として指定されたもの。現在は、日本製鉄八幡共済組合のみが、過去に組合員であった者の老齢、廃疾又は死亡について、厚生年金保険法による保険給付に相当する給付を行っている。

6 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成14年政令第44号）の一部改正（第6条関係）

廃止前の農林漁業団体職員共済組合法等の規定に基づく移行障害共済年金について、法の趣旨を踏まえ、受給権発生後に配偶者を有し、その配偶者との間で生計維持関係にある場合等に、加給年金額の加算を行うこと。

7 老齢基礎年金の額の加算（以下「振替加算」という。）に関する経過措置（第

#### 7条～第9条関係)

- (1) 障害厚生年金の受給権者とその配偶者との婚姻が、当該障害厚生年金の受給権発生後で、かつ、その配偶者が老齢基礎年金を受給できる65歳到達前であって、施行日が当該配偶者が65歳に到達した日より後にある場合には、施行日の属する月分から当該配偶者の老齢基礎年金に振替加算を加算すること。
- (2) 障害厚生年金の受給権者と合算対象期間のみで受給資格期間を満たす者である配偶者との婚姻が、当該障害厚生年金の受給権発生後で、かつ、その配偶者が65歳到達前であって、施行日が当該配偶者が65歳に到達した後にある場合には、施行日の属する月分から当該配偶者に振替加算に相当する額を老齢基礎年金として支給すること。
- (3) (1)による振替加算及び(2)による老齢基礎年金の支給停止については60年改正法附則第16条の例によることとし、その受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金等、障害を事由とする年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、支給を停止すること。

#### 8 上記7の振替加算等に係る協定実施特例法等の特例（第10条関係）

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）において、相手国期間を通算することで障害厚生年金等の受給権が発生する者の配偶者が振替加算を受給する場合や、振替加算の受給者が相手国期間を通算することで受給権が発生する障害厚生年金等を受給する場合には、振替加算の額の計算及び支給停止について、通常の振替加算とは異なる特例が設けられている。

上記7の振替加算等の受給権者が上記に該当する場合にも、この特例措置を適用すること。

#### 9 施行期日

平成23年4月1日から施行するものとする。（附則関係）

#### 第4 児童扶養手当が支給されている場合における障害基礎年金の子の加算に係る生計維持の取扱いについて（国民年金法施行令第4条の7関係）

##### 1 児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算の関係について

児童扶養手当は、その多くが、子を監護する母子家庭又は子を監護し、かつ生計を同じくする父子家庭などひとり親家庭に支給されるが、両親がいる場合でも、父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）で定める程度の障害の状態にあれば、その児童の母又は父に支給される。ただし、当該児童が障害の状態にある父又は母との間に生計維持関係があり、障害基礎年金の子の加算

の対象となっているときは、児童扶養手当は支給されないこととなっている。

## 2 法施行後の取扱い

上記のとおりのお取扱いにより、児童扶養手当の額の多寡にかかわらず、障害基礎年金の子の加算が支給される場合には、児童扶養手当は支給されないこととなっている。

今般、法により、障害基礎年金の受給権発生後に子を有するに至ったときにも子の加算を行うものとされたことに伴い、当該加算が支給されることにより、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合がある。

しかし、障害者の生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図り、障害者に対する所得保障の充実を図るという法の趣旨に鑑みれば、障害者世帯の所得が減少するような取扱いとすることは適当ではないと考えられる。

また、本年5月26日に成立した児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）の附帯決議においても、「障害基礎年金について、受給後に有した子に係る加算制度が設けられたことにより、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合があること等を踏まえ、受給世帯に不利な取扱いとならないよう、運用の改善等適切な措置を講ずること」とされたところである。

よって、法施行後は、子を監護する母又は子を監護し、生計を同じくする父等の所得から算定される児童扶養手当の額が、当該子を障害基礎年金の加算額の対象とした場合の当該加算額を上回る場合においては、当該子は児童扶養手当が支給される母又は父によって生計を維持されており、当該子と障害基礎年金の受給権者である父又は母との間には生計維持関係はないものと取り扱って差し支えないこととする。

なお、これに関する詳細な事務については、追って通知する。

国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年四月二十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第二十七号

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を維持している」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)を有するに至つたことにより、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

第三十三条の二第四項中、「維持していた」を「維持している」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項中、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第三項中、「及び第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。

第五十条の二に次の一項を加える。

5 第一項又は前項において準用する第四十四条第四項第二号の規定の適用上、障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百条の四第一項第十三号中(第五十条の二第三項において準用する場合を含む。)を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 第五十条の二第五項の規定による認定

第一百条の十第一項第十四号中、「第五十条の二第三項」の下に、「同条第四項」を加え、並びに第五十二条第一項を、第五十一条第一項に、第一百条の四第一項第十三号を、第一百条の四第一項第十五号の二に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。



七条第六項の規定により読み替えられた旧船員  
保険法第四十一条ノ二第一項に規定する子(当  
該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後  
に有するに至つた当該子に限る。)がある場合に  
おける第五条の規定による改正後の昭和六十年  
改正法附則第七十八条第五項及び第八十七条第  
六項の規定の適用については、第五条の規定に  
よる改正後の昭和六十年改正法附則第七十八  
条第五項中、「当該配偶者又は当該子を有するに  
至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民  
年金法等の一部を改正する法律(平成二十二  
年法律第二十七号)の施行の日の属する月」と、第  
五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附  
則第八十七条第六項中、「当該配偶者又は当該子  
ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月」とあ  
るのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平  
成二十二年法律第二十七号)ノ施行ノ日ノ属ス  
ル月」とする。

(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 鳩山由紀夫  
総務大臣 原口 一博  
財務大臣 菅 直人  
文部科学大臣 川端 達夫  
厚生労働大臣 長妻 昭

国民年金法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 抄

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。</p> <p>2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）を有するに至つたことに</p>	<p>第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。</p> <p>2 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額</p>

より、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

3 (略)

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

を改定する。

3 (略)

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、<u>受給権者によつて生計を維持している</u>その者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。</p>	<p>第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、<u>受給権者がその権利を取得した</u>当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3   <u>受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより</u>第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3   第四十四条第四項（第五号から第十号までを除く。）及び第五項の規定は、<u>第一項の規定によりその額が加算された障害厚生年金</u>について準用する。</p>
<p>4   第四十四条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、<u>第一項の規定によりその額が加算された障害厚生年金</u>について準用する。</p> <p>5   <u>第一項又は前項において準用する第四十四条第四項第二号の規定の適用上、障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に</u>関</p>	<p>3   第四十四条第四項（第五号から第十号までを除く。）及び第五項の規定は、<u>第一項の規定によりその額が加算された障害厚生年金</u>について準用する。</p>

し必要な事項は、政令で定める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二 (略)

十三 第四十四条第五項の規定による認定

十四・十五 (略)

十五の二 第五十条の二第五項の規定による認定

十六〇四十二 (略)

二〇七 (略)

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一〇十三 (略)

十四 第五十条の二第三項、同条第四項において準用する第四十条第四項、第五十二条第一項及び第五十二条の二の規定によ

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二 (略)

十三 第四十四条第五項(第五十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定

十四・十五 (略)

十六〇四十二 (略)

二〇七 (略)

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一〇十三 (略)

十四 第五十条の二第三項において準用する第四十四条第四項並びに第五十二条第一項及び第五十二条の二の規定による障害厚

る障害厚生年金の額の改定に係る事務（第百条の四第一項第十  
五号の二に掲げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並  
びに当該改定に係る決定を除く。）

十五～三十九（略）

2・3（略）

生年金の額の改定に係る事務（第百条の四第一項第十三号に掲  
げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並びに当該改定  
に係る決定を除く。）

十五～三十九（略）

2・3（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、<u>障害共済年金の額を改定する。</u></p> <p>5  第七十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、<u>第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。</u></p>	<p>第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  第七十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、<u>第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。</u></p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、<u>障害共済年金の額を改定する。</u></p> <p>5  第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。</p>	<p>第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。</p>

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）抄  
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則            （旧国民年金法による給付）            第三十二条（略）            2～4（略）            5 国民年金法第三十三条及び第三十三条の二の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金について準用する。</p> <p>6～13（略）            （老齢厚生年金の加給年金額等の特例）            第六十条 老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、厚生年金保険法第四十四条第一項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項にお</p>	<p>附則            （旧国民年金法による給付）            第三十二条（略）            2～4（略）            5 国民年金法第三十三条及び第三十三条の二の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条第一項中「<u>受給権者がその権利を取得した当時</u>」とあるのは、「<u>昭和六十一年四月一日において</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>6～13（略）            （老齢厚生年金の加給年金額等の特例）            第六十条 老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、厚生年金保険法第四十四条第一項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項にお</p>

てその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。)同法第五十条の二第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二十一条第二項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」とし、厚生年金保険法第四十四条第四号(同法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

2 (略)

第七十八条 (略)

254 (略)

5 旧厚生年金保険法第四十四条第一項及び第三項(同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は同法による老齢年金及び障害年金について、同法第五十九条第一項、第六十二条第一項及び第六十三条第二項(同法第六十八条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第四十四条第一項及び同条第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と、同項第六号及び同法第

てその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。)及び同法第五十条の二第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」とし、同法第四十四条第四号(同法第五十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

2 (略)

第七十八条 (略)

254 (略)

5 旧厚生年金保険法第四十四条第一項及び第三項(同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による老齢年金及び障害年金について、同法第五十九条第一項、第六十二条第一項及び第六十三条第二項(同法第六十八条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第四十四条第一項及び同条第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

六十三条第二項第一号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時その者」とあるのは「受給権者」と、「維持していた」とあるのは「維持している」と、「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と、「計算する」とあるのは「計算するものとし、受給

る」と、同項第六号及び同法第六十三条第二項第一号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第五十九条第一項第二号及び第六十三条第二項第二号中「十八歳未満である」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と読み替えるものとする。

権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持している当該配偶者又は当該子を有するに至つたことにより当該加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十条第三項第六号中「受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一」とあるのは「別表第一」と、「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と、同法第五十九条第一項第二号及び第六十三条第二項第二号中「十八歳未満である」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と読み替えるものとする。

6 〽 12 (略)

第八十七条 (略)

2 〽 5 (略)

6 旧船員保険法第三十六条第一項の規定は同法による老齢年金について、同法第四十一条ノ二第一項の規定は同法による障害年金について、同法第二十三条第二項及び第五十条ノ四(同法第五十条ノ八ノ五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第二十三条第二項第一号中「十八歳以上ノ子又ハ孫」とあるのは「子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同項第三号中「十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹」とあるのは「六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同法第三十六条第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルト」と、同法第四十一条ノ二第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「支給ヲ受クルモノガ障害ノ状態ト為リタル当時其ノ

6 〽 12 (略)

第八十七条 (略)

2 〽 5 (略)

6 旧船員保険法第三十六条第一項の規定は同法による老齢年金について、同法第四十一条ノ二第一項の規定は同法による障害年金について、同法第二十三条第二項及び第五十条ノ四(同法第五十条ノ八ノ五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第二十三条第二項第一号中「十八歳以上ノ子又ハ孫」とあるのは「子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同項第三号中「十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹」とあるのは「六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同法第三十六条第一項及び第四十一条ノ二第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルト」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と読み替えるものとする。

者」とあるのは「支給ヲ受クルモノ」と、「維持シタル」とあるのは「維持スル」と、「金額ニ加給ス」とあるのは「金額ニ加給シ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル日ノ翌日以後ニ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタルニ因リ当該金額ヲ加給スルコトト為リタルトキハ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ障害年金ノ額ヲ改定ス」と、「障害年金ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル当時ヨリ引続キ別表第四下欄」とあるのは「別表第四下欄」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルト」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と読み替えるものとする。

7  
15  
(略)

7  
15  
(略)

◎ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）抄  
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職共済年金の加給年金額等の特例）</p> <p>第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、共済法第七十八条第一項並びに第八十三条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第三項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、共済法第七十八条第四項第四号（共済法第八十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金の加給年金額等の特例）</p> <p>第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、共済法第七十八条第一項及び第八十三条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、共済法第七十八条第四項第四号（共済法第八十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）抄  
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（退職共済年金の加給年金額等の特例）</p> <p>第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第八十八条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第四項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第八十条第四項第四号（新共済法第十八条第五項又は附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項若しくは附則第二十五条の六第七項及び第九項において準用する場合</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金の加給年金額等の特例）</p> <p>第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第八十八条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第八十条第四項第四号（新共済法第十八条第五項又は附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項若しくは附則第二十五条の六第七項及び第九項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>

2  
を含む。)の規定は、適用しない。  
(略)

2  
(略)

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年九月八日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百九十四号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令  
内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行に伴い、並び  
に同法附則第三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条―第十条）

附則

第一章 関係政令の整備

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の七第一項中「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持して  
いる」に、「同じくしていた」を「同じくする」に改め、「将来にわたつて」を削り、同条第二項中「将  
来にわたつて」を削る。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第四項中「維持していた」を「維持している」に改め、「がその権利を取得した当時そ  
の者」を削り、「同じくしていた」を「同じくする」に改め、「将来にわたつて」を削り、「及び同項の  
を」その他これに準ずる者として、「に改め、同条第五項中「及び法第五十条の二第二項に規定する  
配偶者」及び「及び障害厚生年金」を削り、法第四十四条第四項第二号」を「同条第四項第二号」  
に改め、法第五十条の二第三項、」を削り、同条に次の一項を加える。

6 法第五十条の二第一項に規定する配偶者が、当該障害厚生年金の受給権者と生計を同じくする  
者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものそ  
の他これに準ずる者として第四項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第四項に  
おいて準用する法第四十四条第四項第二号に該当するものとする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。  
第十一条の七の七中「第十一条の七の三の」を「第十一条の七の三第一項及び第三項の」に改め、  
「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に、「次の各号に  
掲げる区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」を、「次の各号に  
掲げる区分に応じ当該各号に定める当時その受給権者」とあるのは、「その受給権者」と、「共にして  
いた」とあるのは、「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは、「有する」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改  
正する。

第二十五条の九中「第二十五条の四の」を「第二十五条の四第一項及び第三項の」に改め、「がそ  
の権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に、「次の各号に掲げる  
退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」を、「次  
の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時その者」とあるのは、「その者」と、  
「共にしていた」とあるのは、「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは、「有する」  
に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第五条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第六項中、「第四項又は第五項」を「又は前項」に改める。  
(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項の表第四十二条第一項第一号、第二項第一号及び第五項の項の次に次のように加える。

第四十三条第一項	がその権利を取得した 当時その者によつて	によつて
	維持していた とする	維持している とし、受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持している当該配偶者を有するに至つたことにより加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害共済年金の額を改定する

第十四条第十項中「規定は、」の下に「第一項の規定により読み替えられた」を「とあるのは、」の下に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十四条第一項の規定により読み替えられた」を加える。

第二章 経過措置

(老齢基礎年金の額の加算等に関する経過措置)

第七条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による老齢基礎年金(以下単に「老齢基礎年金」という)の額は、当該老齢基礎年金の受給権者(次条第一項に該当する者を除く。以下「老齢基礎年金受給権者」という)が、大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下「施行日」という)において、次の各号のいずれにも該当するその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)によつて生計を維持しているときは、国民年金法第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という)附則第十七条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときはこの限りでない。

一 施行日において現に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害厚生年金又は国民年金法第五十一条第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金若しくは移行障害共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。以下同じ)の受給権者(昭和六十年

改正法附則第十四条第一項第一号に規定する老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者(当該老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日において当該老齢基礎年金受給権者を計算する基礎とする加給年金額が加算されている者に限る)を除き、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づき国民年金法の規定による障害基礎年金の受給権を有する者に限る。次条第一項第一号において「障害厚生年金等の受給権者」という)であること。

二 当該老齢基礎年金受給権者の配偶者となつた日が、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日までの間にあること。

2 前項の規定を適用する場合における施行日において老齢基礎年金受給権者の配偶者によつて生計を維持していることの認定については、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。次条第四項において「昭和六十一年経過措置政令」という)第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「昭和六十一年改正法附則第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十八条第二項及び第三項に規定する老齢基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時(老齢基礎年金の受給権者が同法附則第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条第三項の規定に該当するときは、その者の配偶者が同法附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至つた当時。以下この条において同じ)同項各号のいずれかに該当する者」とあるのは、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四号)第七條第一項に規定する老齢基礎年金受給権者が国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下この条において「施行日」という)において同項第一号に規定する障害厚生年金等の受給権者」と、「その権利を取得した当時同項各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「施行日において同号に規定する障害厚生年金等の受給権者」と読み替えるものとする。

3 第一項の加算を開始すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、施行日の属する月から行うものとする。

4 第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の額に係る国民年金法第十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「年金給付の額」とあるのは、年金給付の額(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四号)第七條第一項の規定により加算する額を除く)又は当該加算する額に「とする」。

第八条 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、国民年金法第五十一条第二項に規定する保険料納付済期間(昭和六十年改正法附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む、同条第四項に規定するものを除く)及び国民年金法第五十一条第三項に規定する保険料免除期間(昭和六十年改正法附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く)を有さず、かつ、昭和六十年改正法附則第十五条第一項各号のいずれかに該当するもの(以下「振替加算相当老齢基礎年金受給権者」という)が、施行日において、次の各号のいずれにも該当するその者の配偶者によつて生計を維持しているときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が昭和六十一年改正法附則第十四条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 施行日において現に障害厚生年金等の受給権者であること。  
二 当該振替加算相当老齢基礎年金受給権者の配偶者となつた日が、厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法第五十一条第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金若しくは移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該振替加算相当老齢基礎年金受給権者が六十五歳に達した日の前日までの間にあること。

2 前項の規定による老齢基礎年金の額は、国民年金法第二十七条の規定にかかわらず、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する額とする。

3 国民年金法第二十八条の規定は、第一項の規定により支給する老齢基礎年金については、適用しない。

4 第一項の規定を適用する場合における施行日において振替加算相当老齢基礎年金受給権者の配偶者によって生計を維持していることの認定については、昭和六十一年経過措置政令第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条中、昭和六十年改正法附則第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十八条第二項及び第三項に規定する老齢基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時（老齢基礎年金の受給権者が同法附則第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条第三項の規定に該当するときは、その者の配偶者が同法附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至つた当時。以下この条において同じ。）同項各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号）第八条第一項に規定する振替加算相当老齢基礎年金受給権者が国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において同令第七条第一項第一号に規定する障害厚生年金等の受給権者」と、その権利を取得した当時同項各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「施行日において同号に規定する障害厚生年金等の受給権者」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定による老齢基礎年金の支給は、国民年金法第十八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

第九條 第七條第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の当該加算する額に相当する部分の支給の停止については、昭和六十年改正法附則第十六條第一項の規定の例による。

2 前條第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止については、昭和六十年改正法附則第十六條第二項の規定の例による。

（第七條第一項の規定による老齢基礎年金の加算等に係る協定実施特例法等の特例）

第十條 第七條第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の当該加算する額に相当する部分及び第八條第一項の規定による老齢基礎年金のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四四号）以下「協定実施特例法」という。の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金、国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金又は移行障害共済年金（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）以下「協定実施特例政令」という。）附則第四条の規定に基づき協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。）の受給権者の配偶者に係るものについては、協定実施特例法第十一条第一項に規定する老齢基礎年金の振替加算等とみなして、協定実施特例法及び協定実施特例政令の規定を適用する。

この場合において、協定実施特例政令第三十六條第四項中「昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項ただし書、第十五條第一項ただし書並びに第十八條第二項ただし書及び第三項ただし書」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号）第七條第一項ただし書及び第八條第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十六條」とあるのは、「同令第九條」とする。

附則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣	菅	直人
総務大臣	原口	一博
財務大臣	野田	佳彦
文部科学大臣	川端	達夫
厚生労働大臣	長妻	昭

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・一
- 二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・二
- 三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）（第三条関係）・・・・・・・・四
- 四 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第四条関係）・・・・・・・・六
- 五 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十四号）（第五条関係）・・・・・・・・八
- 六 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）（第六条関係）・・・・十二



国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号） 抄

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（障害基礎年金の加算額に係る生計維持の認定）</p> <p>第四条の七 法第三十三条の二第一項に規定する障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持している子は、当該障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。</p> <p>2 法第三十三条の二第一項に規定する子が、当該障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であつて前項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第三項第二号に該当するものとする。</p>	<p>（障害基礎年金の加算額に係る生計維持の認定）</p> <p>第四条の七 法第三十三条の二第一項に規定する障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子は、当該障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。</p> <p>2 法第三十三条の二第一項に規定する子が、当該障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であつて前項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第三項第二号に該当するものとする。</p>

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号） 抄  
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（老齢厚生年金等の加給年金額に係る生計維持の認定）                      第三条の五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第五十条の二第一項に規定する障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持している配偶者は、当該障害厚生年金の受給権者と生計を</p>	<p>（老齢厚生年金等の加給年金額に係る生計維持の認定）                      第三条の五 法第四十四条第一項（法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十七条第十三項及び第十四項並びに第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していた配偶者又は子は、当該老齢厚生年金について次の各号に掲げる区分に應じて当該各号に定める当時その受給権者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第五十条の二第一項に規定する障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持していた配偶者は、当該障害厚生年金の受給権者がその権</p>

同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

5 法第四十四条第一項に規定する配偶者又は子が、当該老齢厚生年金の受給権者と生計を同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第四項第二号（法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十七条第十三項及び第十四項並びに第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。）に該当するものとする。

6 法第五十条の二第一項に規定する配偶者が、当該障害厚生年金の受給権者と生計を同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として第四項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第四項において準用する法第四十四条第四項第二号に該当するものとする。

利を取得した当時その者と生計を同じくしていた者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のもの及び同項の厚生労働大臣が定める者とする。

5 法第四十四条第一項に規定する配偶者又は子及び法第五十条の二第一項に規定する配偶者が、当該老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者と生計を同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、法第四十四条第四項第二号（法第五十条の二第三項、法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十七条第十三項及び第十四項並びに第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法附則第九条第四項において準用する場合を含む。）に該当するものとする。

改正案	現行
<p>（退職共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）                      第十一条の七の三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（退職共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）                      第十一条の七の三 法第七十八条第一項（法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の七の三第五項又は第十二条の七の五第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する退職共済年金の受給権者によつて生計を維持していた者は、当該退職共済年金について次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時その受給権者と生計を共にしていた者のうち財務大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として財務大臣が定める者とする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>2 その額の算定について法第七十八条第一項の規定の適用を受けたことがあり、かつ、その後再び同項の規定の適用を受けるに至つた退職共済年金の受給権者について前項の規定を適用する場合には、同項中「次項」とあるのは「以下この項（各号列記以外の部分に限る。）」と、 「当該退職共済年金について次の各号に掲げる区分」とあるのは「その額の算定について初めて法第七十八条第一項の規定の適用を受けたときにおける当該退職共済年金の次の各号に掲げる区分」と、「その受給権者」とあるのは「から引き続きその受給権者」とする。</p> <p>3 法第七十八条第四項の規定の適用については、配偶者（届出をして</p>

いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第七章において同じ。）又は子が第一項の規定に該当する者でなくなつた時に退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたものとする。

（障害共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）

第十一条の七の七 第十一条の七の三第一項及び第三項の規定は、法第八十三条第一項に規定する障害共済年金の受給権者によつて生計を維持している者について準用する。この場合において、第十一条の七の三第一項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時その受給権者」とあるのは「その受給権者」と、「共にしていた」とあるのは「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは「有する」と読み替えるものとする。

（障害共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）

第十一条の七の七 第十一条の七の三の規定は、法第八十三条第一項に規定する障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた者について準用する。この場合において、第十一条の七の三第一項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」と読み替えるものとする。

◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号） 抄  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）                      第二十五条の四 （略）</p>	<p>（退職共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）                      第二十五条の四 法第七十八条の規定による退職共済年金、法附則第十条の二第三項の規定による退職共済年金、法附則第十九条の規定による退職共済年金、法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金又は法附則第二十六条第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について法第八十条第一項（法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項（同条第十二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用する場合における当該退職共済年金の受給権者によつて生計を維持していた者は、当該退職共済年金の受給権者によつて次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時その者と生計を共にしていた者のうち総務大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として総務大臣が定める者とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 その額の算定について法第八十条第一項の規定の適用を受けたこと</p>

2・3

（略）

があり、かつ、その後再び同項の規定の適用を受けるに至つた退職共済年金の受給権者について前項の規定を適用する場合には、同項中「次項」とあるのは「以下この項」と、「当該退職共済年金の受給権者について次の各号に掲げる退職共済年金の区分」とあるのは「その額の算定について初めて法第八十条第一項の規定の適用を受けたときにおける当該退職共済年金の次の各号に掲げる区分」と、「その者」とあるのは「から引き続きその受給権者」とする。

3 法第八十条第四項（法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項（同条第十二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定の適用については、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子が第一項の規定に該当する者でなくなつた時に退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたものとする。

（障害共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）

第二十五条の九 第二十五条の四第一項及び第三項の規定は、法第八十条第一項に規定する障害共済年金の受給権者によつて生計を維持している者について準用する。この場合において、第二十五条の四第一項中「次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時その者」とあるのは「その者」と、「共にしていた」とあるのは「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは「有する」と読み替えるものとする。

（障害共済年金の加給年金額に係る生計維持要件）

第二十五条の九 第二十五条の四の規定は、法第八十条第一項に規定する障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた者について準用する。この場合において、第二十五条の四第一項中「次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」と読み替えるものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）抄  
 （第五条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定共済組合が支給する年金たる給付の取扱い等）                  第二百二十四条（略）</p>	<p>（指定共済組合が支給する年金たる給付の取扱い等）                  第二百二十四条 昭和六十年改正法附則第九十条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、施行日の前日において旧厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合（以下この条及び次条において「指定共済組合」という。）が支給する年金たる給付であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 退職を支給事由とする年金たる給付（当該給付の受給権者の昭和十七年六月一日（その者が女子である場合は昭和十九年十月一日）以後の指定共済組合の組合員であつた期間（厚生労働省令で定める昭和十七年六月一日から昭和十九年九月三十日までの期間を除く。以下この条において「組合員期間」という。）について厚生年金保険の被保険者期間の計算の例により計算した期間（以下この条において「組合員期間」という。）が旧厚生年金保険法第四十条第一項第一号又は第二号に規定する期間以上であるものに限るものとし、当該給付の受給権者が同法による年金たる保険給付（老齢年金及び通算老齢年金を除く。）又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者であるものを除く。）</p> <p>二 障害を支給事由とする年金たる給付（昭和十七年六月一日以後に発した傷病による障害に係る年金たる給付であつて、当該給付の受給権者のその権利を取得した日前の期間に係る組合員期間が旧厚生</p>

年金保険法による障害年金の支給要件に相当するものとして厚生労働省令で定める期間以上であり、かつ、当該給付の受給権者が施行日の前日において同法別表第一に定める程度の障害の状態にあるものに限るものとし、当該給付の受給権者が同法による年金たる保険給付又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者であるものを除く。）

三 死亡を支給事由とする年金たる給付（昭和十七年六月一日以後に支給事由の生じた年金たる給付であつて、旧厚生年金保険法による遺族年金の支給要件に相当するものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものに限るものとし、当該給付の受給権者が同法による年金たる保険給付（当該年金たる保険給付が遺族年金（同法第五十八条第一項第一号に該当することにより支給されるものに限る。）

）又は通算遺族年金であつて、当該給付（同号に規定する要件に相当する要件に該当することにより支給されるものに限る。）と同一の支給事由に基づくものを除く。）又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者であるものを除く。）

2 組合員であつた期間のうち前項各号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた期間は、厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす。

3 第一項第一号に掲げる給付の受給権者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより旧厚生年金保険法による老齢年金を支給する。

一 旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者である者 施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間（前項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。第五項第一号において同じ。）を当該老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、施行日の属する月から、当該老齢年金の額を改定する。

6 第三項（第一号を除く。）又は前項（第一号を除く。）の規定により支給する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の加給年金額、加給金又は同法第六十二条の二の規定により加算する額（以下この項において「寡婦加算額」という。）については、施行日の前日におい

二 前号に該当する者以外の者 旧厚生年金保険法による老齢年金を支給する。

4 第一項第二号に掲げる給付の受給権者に対しては、旧厚生年金保険法による障害年金を支給する。

5 第一項第三号に掲げる給付の受給権者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより旧厚生年金保険法による死亡を支給事由とする年金たる保険給付を支給する。

一 昭和二十九年五月一日以後に支給事由の生じた遺族年金の受給権者であつて、当該遺族年金と同一の支給事由に基づく旧厚生年金保険法による遺族年金の受給権者である者 施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該遺族年金の額の計算の基礎とするものとし、施行日の属する月から、同法による当該遺族年金の額を改定する。

二 昭和二十九年五月一日以後に支給事由の生じた遺族年金の受給権者（前号に掲げる者を除く。） 旧厚生年金保険法による遺族年金を支給する。

三 昭和二十九年五月一日前に支給事由の生じた遺族年金の受給権者 旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金の例による保険給付を支給する。

四 寡婦年金の受給権者 旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

6 第三項（第一号を除く。）、第四項又は第五項（第一号を除く。）の規定により支給する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の加給年金額、加給金又は同法第六十二条の二の規定により加算する額（以下この項において「寡婦加算額」という。）については、施行日の

て指定共済組合が支給する第一項各号に掲げる給付について加給年金額、加給金又は寡婦加算額に相当する加算額の計算の基礎とされている配偶者、子又は妻をその計算の基礎とするものとする。

7・8 (略)

前日において指定共済組合が支給する第一項各号に掲げる給付について加給年金額、加給金又は寡婦加算額に相当する加算額の計算の基礎とされていた配偶者、子又は妻をその計算の基礎とするものとする。

7 第三項(第一号を除く。)、第四項又は第五項(第一号を除く。)の規定による旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給は、同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

8 第三項第二号に該当する者が旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権を有しているとき又は第五項第二号に該当する者が同法による通算遺族年金(指定共済組合が支給する同号に規定する遺族年金と同一の支給事由に基づくものに限る。)の受給権を有しているときは、当該通算老齢年金又は通算遺族年金の受給権は消滅する。この場合において、当該通算老齢年金又は通算遺族年金の支給は、同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月の前月で終わるものとする。



(略)	第四十八条		有するに至つた日の属する月の翌月から、障害共済年金の額を改定する 旧農林共済組合員期間
	組合員期間	(略)	
	(略)	(略)	

259 (略)

10 廃止前農林共済法第三十八条の二第二項の規定は、第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第三十八条の二第二項中「前条第一項」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

11519 (略)

(略)	第四十八条		旧農林共済組合員期間
	組合員期間	(略)	
	(略)	(略)	

259 (略)

10 廃止前農林共済法第三十八条の二第二項の規定は、廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第三十八条の二第二項中「前条第一項」とあるのは、「廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

11519 (略)